【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税:義(国税 31) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)
		②	上記以外の税目	所得税:外(国税 31)
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 　中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その認定から 1 年を経過する日までの間に、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の 16%の特別償却が適用できる。
				《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 対象設備に構築物（浸水防止設備）を追加する。 地方公共団体による補助金等との併用を可とする。
				《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 11 条の 3 租税特別措置法施行令第 6 条の 2 法人税 租税特別措置法第 44 条の 2 租税特別措置法施行令第 28 条の 5
5	担当部局			経済産業省中小企業庁経営支援部経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期:令和 8 年 8 月 分析対象期間:令和 5 年～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯			令和元年度　中小企業防災・減災投資促進税制を創設 （適用期限は令和 2 年度末まで） 令和 3 年度　設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で延長 （適用期限は令和 4 年度末まで） 令和 5 年度　耐震装置を対象設備に追加した上で延長 （適用期限は令和 6 年度末まで） 令和 7 年度　対象設備の見直しを行った上で延長 （適用期限は令和 8 年度末まで）
8	適用又は延長期間			令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(2 年間)

9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。
				《政策目的の根拠》 　中小企業等経営強化法第 66 条（中小企業者の事業継続力強化に資するための措置）では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。 （以下参考） ・中小企業等経営強化法第 2 条第 15 項（定義） 　この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。 ・中小企業等経営強化法第 3 条（基本方針） 　主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。 第 2 項　四　中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項 イ　単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項 （1） 自然災害等が発生した場合における対応手順 （2） 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 （3） 事業活動を継続するための資金の調達手段 （4） 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力 （5） 事業継続力強化の実効性を確保するための取組 （6） (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組 ロ　連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項 （1） 連携事業継続力強化における連携の態様 （2） 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 （3） 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力 （4） 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組 ハ　事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>7. 中小企業の発展</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>令和 11 年度までに、事業継続力強化計画の認定事業者における防災設備への投資者数を約 3,360 者（4,800 者の 70%程度）まで伸ばす。（令和 10 年度の目標は 2,913 者）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>経営環境の悪化や人手不足等への対応に追われ防災・減災設備投資が劣後している状況の中、日本で防災・減災設備投資を計画している者のうち事業継続力強化計画の認定を受ける事業者に対して、本税制措置により実際に防災・減災設備投資を行うことを促す。これにより、本税制によって中小企業が自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う事前対策（防災・減災設備投資の実施）が促進されるといえる。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>（単位：者）<table><tr><td></td><td>令和 5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>適用者数</td><td>9</td><td>13</td><td>7</td><td>22</td><td>17</td><td>45</td></tr></table>令和 5 年度、6 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。
令和 7 年度は税制適用計画者への調査結果の実数、令和 8 年度～令和 10 年度は推計。

【算定根拠】
別紙参照</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>（単位：千円）<table><tr><td></td><td>令和 5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>適用額</td><td>13,918</td><td>44,654</td><td>4,592</td><td>14,432</td><td>11,152</td><td>29,520</td></tr></table>令和 5 年度、6 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。
令和 7 年度～令和 10 年度については令和 7 年度税制適用計画等から推計。

【算定根拠】
別紙参照</td></tr>
</table>

③ 減収額

（単位：千円）

	令和 5	6	7	8	9	10
法人税	3,229	10,360	1,065	3,348	2,587	6,849
法人住民税	226	725	75	234	181	479
法人事業税	1,334	4,283	440	1,384	1,070	2,830

令和 5 年度、6 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。
令和 7 年度～令和 10 年度については推計。

【算定根拠】
別紙参照

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》

（防災・減災設備投資者数）

	令和 5	6	7	8	9	10
目標	－	532	951	1,550	2,203	2,913
実績	443	476	489	539	577	679
達成率	－	89.5%	51.4%	34.8%	26.2%	23.3%

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
事業継続力強化計画認定事業者データ
税制適用計画者への調査結果の実数
実績値の算定根拠は別紙参照

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

実際に税制を適用した事業者への聞き取りでは、「税制がなければ設備導入していなかった」との回答が約 3 割、「税制があったので早期に設備導入をしようと思った」との回答が約 4 割であり、本税制は設備投資を（早期に）促す効果が相応にあると言える。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
税制適用事業者への聞き取り調査（令和 6 年度実施）

《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

－

⑤ 税収減を是認する理由等

防災・減災設備は被災した際の被害軽減に大きな効果があり、サプライチェーンや地域経済への影響を抑えるものであるが、当該設備は災害発生時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。
よって、本税制により、償却費用の前倒しといったメリットを与えるこ

				とで、防災・減災対策への設備投資が促進されるため、災害発生時のサプライチェーンや地域経済への影響軽減につながるため、税収減は是認される。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受でき、計画取得に係るインセンティブとして中小企業の実効性のある事前対策を促進できる。 計画の認定に係る他の措置として補助金の加点措置を実施しているが、あくまで事業継続力強化計画の策定を促すために措置しているところ。金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）においては、設備投資の前段階である資金調達を支援するものであるから、本税制とはインセンティブが異なっている。 また、補助金の場合は予算に上限があること、公募期間が決まっていることから、補助金不採択による設備投資の中止や、公募開始を待って設備投資を遅らせるという行動が想定され、忘れる間もなくやってくる災害への備えを促進する観点から望ましくない。 中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靭化のために、予見可能性の高い税制措置を延長することで、引き続き中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	計画の認定に係る他の措置として、補助金の加点措置があるが、本補助金においては防災・減災設備を対象としておらず、あくまで計画策定に係るインセンティブとして措置している。 また、他の支援策として金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）を措置しているが、対象を設備資金に限定しておらず、運転資金を含む事業継続力強化計画の実施に必要な資金を貸付対象としている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進し、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、サプライチェーンの途絶や地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。
12	有識者の見解			－

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 6 年 8 月（R6 経産 05）

＜計算根拠＞

10 有効性等①適用数

●令和 7 年度

税制適用計画者のうち当該年度に税制適用期限が到来する事業者 43 者（出典：事業継続力強化計画認定情報）のうち、聞き取り調査で税制適用を受けたと回答した事業者＝7 者

●令和 8 年度

税制適用計画者のうち当該年度に税制適用期限が到来する事業者 98 者（出典：事業継続力強化計画認定情報）×51%（税制適用計画者のうち当該年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者割合）×44%（税制適用計画者のうち当該年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者のうち税制適用者割合）＝22 者

●令和 9 年度

前年度の事業継続力強化計画認定件数（見込み）15,000 件×0.5%（令和 7 年度の事業継続力強化計画認定件数に対する税制適用計画件数の割合）×51%（税制適用計画者のうち令和 8 年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者割合）×44%（税制適用計画者のうち令和 8 年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者のうち税制適用者割合）＝17 者

●令和 10 年度

① 既存分の適用件数：前年度の事業継続力強化計画認定件数（見込み）15,500 件×0.5%（令和 7 年度の事業継続力強化計画認定件数に対する税制適用計画件数の割合）×51%（税制適用計画者のうち令和 8 年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者割合）×44%（税制適用計画者のうち令和 8 年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者のうち税制適用者割合）＝18 者

② 構築物（浸水防止設備）の追加による増加分：構築物（浸水防止設備）の前年度投資計画見込者数 121 者（同等設備の直近 3 年間の出荷量平均 386 件から、本税制への対象設備追加により出荷量ピーク（2021 年度）507 件まで増加すると仮定して算出した投資見込者数）×51%（税制適用計画者のうち令和 8 年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者割合）×44%（税制適用計画者のうち令和 8 年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者のうち税制適用者割合）＝27 者

①＋②＝45 者

10 有効性等②適用額

●令和 7 年度

適用数 7 者×4.1 百万円（令和 7 年度税制適用計画における設備の平均価額）×特別償却率 16%＝4,592 千円

●令和 8 年度

適用数 22 者×4.1 百万円（令和 7 年度税制適用計画における設備の平均価額）×特別償却率 16%＝14,432 千円

●令和 9 年度

適用数 17 者×4.1 百万円（令和 7 年度税制適用計画における設備の平均価額）×特別償却率

16%＝11,152 千円
●令和 10 年度
適用数 45 者×4.1 百万円（令和 7 年度税制適用計画における設備の平均価額）×特別償却率 16%＝29,520 千円

10 有効性等③減収額

＜法人税＞
・令和 5 年度： 13,918 千円×23.2%＝ 3,229 千円
・令和 6 年度： 44,654 千円×23.2%＝ 10,360 千円
・令和 7 年度： 4,592 千円×23.2%＝ 1,065 千円
・令和 8 年度： 14,432 千円×23.2%＝ 3,348 千円
・令和 9 年度： 11,152 千円×23.2%＝ 2,587 千円
・令和 10 年度：29,520 千円×23.2%＝ 6,849 千円

＜法人住民税＞
法人税減収額×7%（法人住民税率）で算出。
・令和 5 年度： 3,229 千円×7%＝ 226 千円
・令和 6 年度：10,360 千円×7%＝ 725 千円
・令和 7 年度： 1,065 千円×7%＝ 75 千円
・令和 8 年度： 3,348 千円×7%＝ 234 千円
・令和 9 年度： 2,587 千円×7%＝ 181 千円
・令和 10 年度： 6,849 千円×7%＝ 479 千円

＜法人事業税＞
外形外法人のみ適用するものとする。
下記(A)＋(B)で算出
(A) 特別償却による所得減少額×7%（法人事業税率）
・令和 5 年度：13,918 千円×7%＝ 974 千円
・令和 6 年度：44,654 千円×7%＝ 3,126 千円
・令和 7 年度： 4,592 千円×7%＝ 321 千円
・令和 8 年度：14,432 千円×7%＝ 1,010 千円
・令和 9 年度：11,152 千円×7%＝ 781 千円
・令和 10 年度：29,520 千円×7%＝ 2,066 千円

(B) 上記(A)法人事業税の減収額×37%(特別法人事業税率)
・令和 5 年度： 974 千円×37%＝ 360 千円
・令和 6 年度：3,126 千円×37%＝ 1,157 千円
・令和 7 年度： 321 千円×37%＝ 119 千円
・令和 8 年度：1,010 千円×37%＝ 374 千円
・令和 9 年度： 781 千円×37%＝ 289 千円
・令和 10 年度：2,066 千円×37%＝ 764 千円

⇒(A)＋(B)は以下の通り
・令和 5 年度：974 千円＋360 千円＝1,334 千円

・令和 6 年度：3,126 千円＋1,157 千円＝4,283 千円
・令和 7 年度：　321 千円＋ 119 千円＝　440 千円
・令和 8 年度：1,010 千円＋ 374 千円＝1,384 千円
・令和 9 年度：　781 千円＋ 289 千円＝1,070 千円
・令和 10 年度：2,066 千円＋ 764 千円＝2,830 千円

10 有効性等④効果（実績値）

令和 5 年度：投資計画者数 829 者×53.4%（令和 6 年度実施の税制適用計画者へのアンケート結果に基づく投資実施者割合）＝443 者
令和 6 年度：33 者（令和 7～8 年度実施の税制適用計画者へのアンケート結果に基づく投資実施者数）+443 者＝476 者
令和 7 年度：13 者（令和 7～8 年度実施の税制適用計画者へのアンケート結果に基づく投資実施者数）+476 者＝489 者
令和 8 年度：税制適用計画者のうち当該年度に税制適用期限が到来する事業者 98 者（出典：事業継続力強化計画認定情報）×51%（税制適用計画者のうち当該年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者割合）+489 者＝539 者
令和 9 年度：前年度の事業継続力強化計画認定件数（見込み）15,000 件×0.5%（令和 7 年度の事業継続力強化計画認定件数に対する税制適用計画件数の割合）×51%（税制適用計画者のうち令和 8 年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者割合）+539 者=577 者
令和 10 年度：

① 既存分の適用者数：前年度の事業継続力強化計画認定件数（見込み）15,500 件×0.5%（令和 7 年度の事業継続力強化計画認定件数に対する税制適用計画件数の割合）×51%（税制適用計画者のうち令和 8 年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者割合）＝40 者
② 構築物（浸水防止設備）の追加による増加分：構築物（浸水防止設備）の前年度投資計画者数 121 者（同等設備の直近 3 年間の出荷量平均 386 件から、本税制への対象設備追加により出荷量ピーク（2021 年度）507 件まで増加すると想定した場合の投資見込者数）×51%（税制適用計画者のうち令和 8 年度に税制適用期限が到来する事業者への聞き取り調査に基づく投資実施者割合）＝62 者

40 者+62 者+577 者=679 者

以上